

# よくあるご質問について

Q1 軽自動車税の課税の基準日はいつですか？

A1 軽自動車税は、**4月1日現在**、軽自動車やバイク等をお持ちの方に対して、1年分の税金を課税するものです。普通自動車等の自動車税とは異なり、月割で課税・還付する制度ではありませんので、**4月2日以降に名義変更又は廃車の手続をした場合は、その年度分の税金は1年分納めていただくこととなります。**  
また、**3月末までに販売店等に引き取ってもらったのに、軽自動車税の納税通知書が届いた場合、4月2日以降に手続を行った可能性**がありますので、お手数ですが、販売店等に確認してください。

Q2 税額が7,200円(4,000円)から12,900円(6,000円)に上がったのはなぜですか？

A2 グリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策）を進める観点から、**初度検査年月(※1)から13年を経過した軽四輪等(今年度は平成25年3月以前の車両が対象)**は、標準税率に概ね20%税率が上乗せされる**重課税率(※2)**が適用されています。

(※1) 初度検査年月とは、その車が新車登録時に検査を受けた時の年月のことです。自動車検査証で確認ができます。

(※2) 動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車及び被けん引車は重課税率対象外です。

例

自動車検査証		令和 年 月 日			軽自動車検査協会	
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
所沢 580 あ 1234	令和 2年 10月1日	平成 27年 8月	軽自動車	乗用	自家用	箱型

※ 中古車で購入した場合も、自動車検査証の「初度検査年月」で判断するので、ご注意ください。

Q3 他市区町村に転出したのに、飯能市から軽自動車税納税通知書が届きました。

A3 **軽自動車税は4月1日現在の主たる定置場(※3)所在の市区町村で課税されます。**  
そのため、住民票の転出届とは別に**軽自動車等の住所変更の手続が必要**となります。  
車両により手続方法が異なりますので、詳しくは、市役所ホームページ【軽自動車等の住所変更について】をご覧くださいか、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

(※3) 定置場とは、自動車検査証等に記載の「使用の本拠の位置」又は標識交付証明書に記載の住所のことです。

# 障害のある方の軽自動車税の減免について

障害者手帳をお持ちの方や、その方と同一生計の方が使用される軽自動車等のうち、**一定の要件に該当する場合は、申請**により軽自動車税を減免することができます。

減免申請をされる方は、**納期限(6月1日(月))**までに申請してください。

・ **納期限後の減免申請は受理できません。**

・ 軽自動車税は、以前減免を受けた方も、**毎年申請が必要**です。

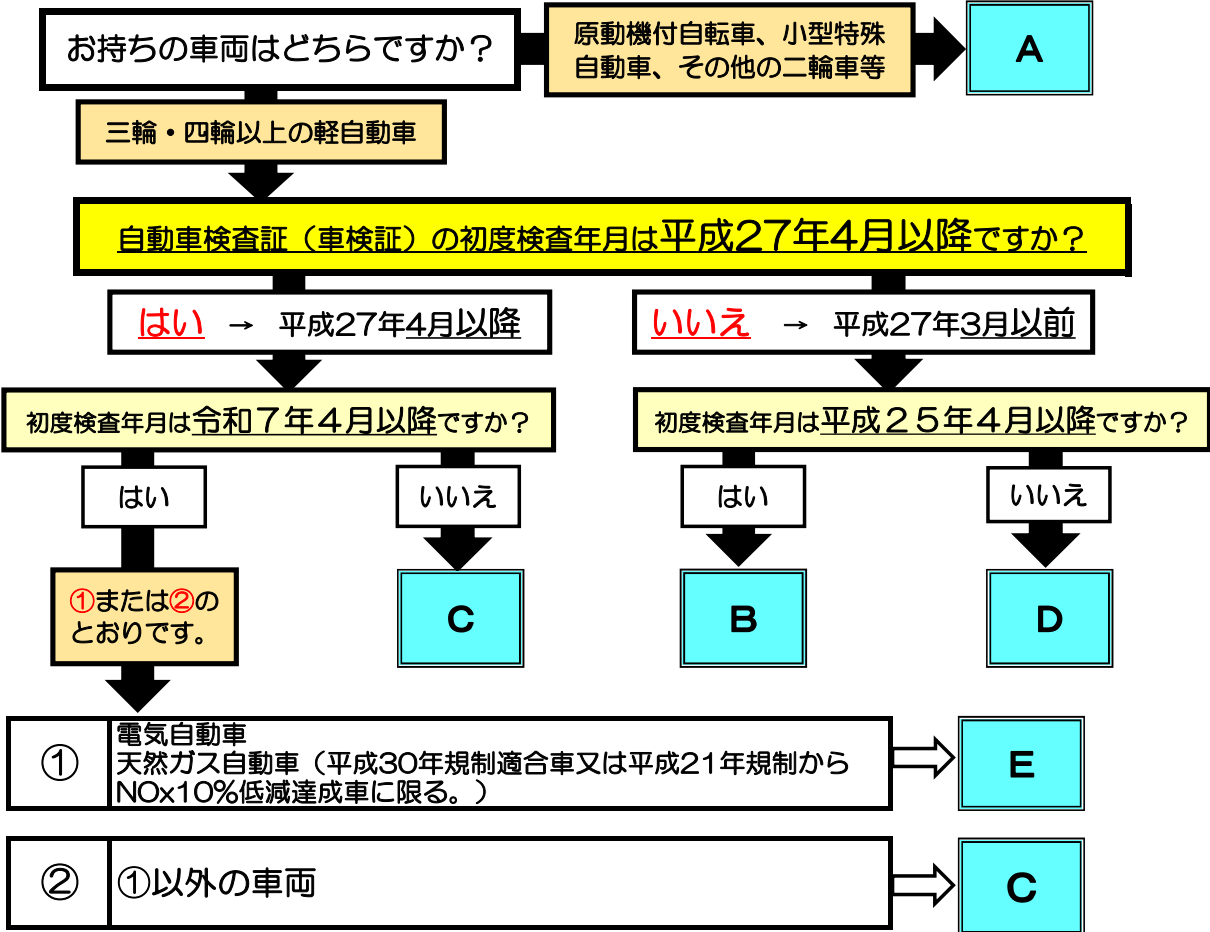
・ 該当要件や必要書類等については、**5月1日号広報はんのう**又は**市役所のホームページ【軽自動車税の減免申請について】**をご確認ください。

【お問い合わせ】 飯能市役所市民税課 電話：042-973-2111（内線121）

※ お問い合わせの際は、納税通知書をお手元に用意してからご連絡ください。

なお、納税通知書に記載してある通知番号が確認できない場合、ご回答できかねますので、ご了承ください。

主なお持ちの車両の税率（税額）は、下記のフローチャートでご確認できます。



**A**

車種		(年税額)
原動機付自転車	第一種 (50cc又は0.6kW以下)	2,000円
	新基準原付 (125ccかつ最高出力4.0kW以下)	2,000円
	第一種 特定小型原付 (0.6kW以下)	2,000円
	第二種 (乙) (90cc又は0.8kW以下)	2,000円
	第二種 (甲) (125cc又は1.0kW以下)	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
軽二輪車 (125cc超250cc以下) (ポートトレーラー等の二輪の被けん引車含む)		3,600円
二輪の小型自動車 (250cc超)		6,000円

**B**

**C**

**D**

**E**

車種		税率	(旧税率)	(標準税率)	(重課税率)	(グリーン化特例)
軽三輪			3,100円	3,900円	4,600円	1,000円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円

令和8年度の軽自動車税の納期限は **6月1日(月)** までです。

# よくあるご質問について

Q1 軽自動車税の課税の基準日はいつですか？

A1 軽自動車税は、4月1日現在、軽自動車やバイク等をお持ちの方に対して、1年分の税金を課税するものです。普通自動車等の自動車税とは異なり、月割で課税・還付する制度ではありませんので、4月2日以降に名義変更又は廃車の手続をした場合は、その年度分の税金は1年分納めていただくことになります。  
また、3月末までに販売店等に引き取ってもらったのに、軽自動車税の納税通知書が届いた場合、4月2日以降に手続を行った可能性がありますので、お手数ですが、販売店等に確認してください。

Q2 税額が7,200円(4,000円)から12,900円(6,000円)に上がったのはなぜですか？

A2 グリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策）を進める観点から、初度検査年月<sup>(※1)</sup>から13年を経過した軽四輪等（今年度は平成25年3月以前の車両が対象）は、標準税率に概ね20%税率が上乘せされる重課税率<sup>(※2)</sup>が適用されています。

(※1) 初度検査年月とは、その車が新車登録時に検査を受けた時の年月のことです。

自動車検査証で確認ができます。

(※2) 動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車及び被けん引車は重課税率対象外です。

例

番号 12345		自動車検査証			令和 年 月 日		軽自動車検査協会
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
所沢 580 あ 1234	令和 2年 10月1日	平成 27年 8月	軽自動車	乗用	自家用	箱型	

※ 中古車で購入した場合も、自動車検査証の「初度検査年月」で判断するので、ご注意ください。

Q3 他市区町村に転出したのに、飯能市から軽自動車税種別割納税通知書が届きました。

A3 軽自動車税は4月1日現在の主たる定置場<sup>(※3)</sup>所在の市区町村で課税されます。そのため、住民票の転出届とは別に軽自動車等の住所変更の手続が必要となります。車両により手続方法が異なりますので、詳しくは、市役所ホームページ【軽自動車等の住所変更について】をご覧ください。お住まいの市区町村へお問い合わせください。

(※3) 定置場とは、自動車検査証等に記載の「使用の本拠の位置」又は標識交付証明書に記載の住所のことです。

# 障害のある方の軽自動車税の減免について

障害者手帳をお持ちの方や、その方と同一生計の方が使用される軽自動車等のうち、**一定の要件に該当する場合は、申請**により軽自動車税を減免することができます。

減免申請をされる方は、**納期限(6月1日(月))**までに申請してください。

・ **納期限後の減免申請は受理できません。**

・ 軽自動車税は、以前減免を受けた方も、**毎年申請が必要**です。

・ 該当要件や必要書類等については、**5月1日号広報はんのう**又は**市役所のホームページ【軽自動車税種別割の減免申請について】**をご確認ください。

【お問い合わせ】 飯能市役所市民税課 電話：042-973-2111（内線121）

※ お問い合わせの際は、納税通知書をお手元に用意してからご連絡ください。

なお、納税通知書に記載してある通知番号が確認できない場合、ご回答できかねますので、ご了承ください。